中小企業信用保険法　第２条第５項第５号（イ）認定条件・必要書類について

【対象中小企業者】

１．法人の本店登記場所（個人事業主の場合は、事業実態のある事業所所在地）が荒尾市であること。

２．指定業種に属する事業を行っており、最近３ヶ月間の売上高が前年同期の売上高に比べて５％以上減少していること。認定要件は以下の３通り。

（イ―１）業種がすべて「指定業種」のとき

　　最近３ヶ月間の「全体」の売上高が、前年同期比で５％以上減少していること

（イ―２）主たる業種が「指定業種」のとき

　　最近３ヶ月間の「主たる業種」の売上高の、それぞれが前年同期比で５％以上減少していること（（イ―１）に該当する場合を除く）

（イ―３）複数の業種があり、「指定業種」もあるとき

　　最近３ヶ月間の「指定業種」の売上高合計と、「全体」の売上高の、それぞれが前年同期比で全体の５％以上減少していること（（イ―１）、（イ―２）に該当する場合を除く）

【提出書類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | １ | 認定申請書（（イ―１）～（イ―３）のいずれか） |
| □ | ２ | 売上高推移表（（イ―１）～（イ―３）のいずれか） |
| □ | ３ | 売上高推移表における最近及び前年３ヶ月間の売上高がわかる資料（月別試算表、売上台帳、売上明細書、確定申告書等） |
| □ | ４ | 業種や事業内容が確認できる資料（コピー可）  （履歴事項全部証明書（３ヶ月以内発行のもの）、許認可証、定款、受注書の写し等） |
| □ | ５ | 直近の決算書（法人の場合）、直近の確定申告書（個人の場合） |
| □ | ６ | 委任状（金融機関等による代理申請により提出する場合） |

【注意事項・その他】

* 提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
* 後日、書類の追加提出をお願いする場合があります。
* 書類の不足、指定外業種、その他の諸条件により認定が受けられない場合があります。
* 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。
* 業種の産業分類について不明な場合は、「日本標準産業分類」にて検索してください。
* 指定業種は数ヶ月おきに改定されます。詳しくは荒尾市ホームページをご参照いただくか、中小企業庁ホームページをご参照ください。

【認窓口・お問い合わせ先】

荒尾市　産業振興課　商工･企業誘致推進室

〒８６４－８６８６　熊本県荒尾市宮内出目３９０番地

ＴＥＬ：０９６８－６３－１４３２　　ＦＡＸ：０９６８－６３－１１５８